

知られざる知財大国フランス 固有の特許審査制度とそれを取り巻く環境

CABINET PLASSERAUD (キャビネ・プラスロー特許商標事務所) 日本国弁理士 竹下 敦也

抄録

1968年に審査主義を導入したフランスは、知的財産に対して高い意識を古くから有し、自国の技術及びブランドの保護と活用を図ってきた。1789年のフランス革命直後から知的財産訴訟の枠組みを有していた。現在、欧州特許(EP)を有効に利用しつつ、フランスへの直接出願は、フランス特許庁(INPI)が審査を行なっている。フランス直接出願の特許審査において権利取得には進歩性を争わない一方、侵害訴訟時の無効審理では進歩性を争う、という実利主義に基づいた独自の審査体系を有する。特許訴訟が年平均約350件、訴訟前の強力な証拠保全手続Seizureや先所有権を証明するソロー封筒といった固有の制度と併せ、知的財産の活用に関しても活発な国である。本稿では、INPIへの訪問調査を通じて、フランス特許制度・審査フロー、INPIの審査環境、などの概要を紹介する。本稿が、我が国の特許制度、産業政策へ少しでも貢献しうる場面があるとしたら幸甚である。

(注：なお本稿では可能な限りINPIの公式情報で裏付けられた情報を中心に紹介していますが、必ずしも全てがINPIの公式見解ではない点、及び本稿で示される見解は筆者の私見である点にご留意ください。)

1. フランス特許庁 (INPI) について

フランス特許庁 (INPI) 自身も海外での模倣品対策を担当していることが現れています。

1.1 INPIの概要

フランス特許庁の正式名称は、Institut national de la propriété industrielleであり、直訳すると「産業財産権に関する政府機関」となります。略称INPIを用いています。ちなみにポルトガルとブラジルでも特許庁にINPIという呼称を用いています。

INPIは、フランス経済・財政・産業省の所管庁です。

1951年に設立され、全職員数は約800名(2009年)で、職員は公務員です。各地に21の支局があります。本部パリでは、特許と関連する情報データベース、文書管理を行ないます。商標はパリに隣接するナンテール(Nanterre)で取り扱っています。パリ郊外のコンピエーニュ(Compiègne)には文書専門支局があります。

海外には、ドバイ(UAE)、北京(中国)、ラバト(モロッコ)、リオデジャネイロ(ブラジル)の4箇所に拠点を持っています。設立の主な目的は模倣品対策であり、政府の中でフラ

1.2 INPI本部の建物と労働環境

INPI本部はパリの中心部8区にあります。近接する二つのビルで構成され、片方が出願人などの窓口及び文書・データベースの部門があるビル、もう一つのビルが特許審査部門のビルとなっており、共に地上8階建てです。後者はセキュリティが厳しく、事前のアポイントに加え、職員のアテンドによってのみ中に入ることができました。パリのオフィスに良く見られますが、入り口は狭いものの、中に入ると非常に広い造りとなっています。



INPI本部ビル



INPI 本部ビル別館 特許審査部門

INPI本部ビル入口



INPI 内部



料金納付窓口

カフェテリア、食堂はINPI本部ビル内にあるほか、周辺の企業と共同利用する大型のカフェテリアも利用できるようになっています。昼食費にINPIから一部補助がなされ、例えば役職者なら4ユーロ支払、2ユーロの補助、一般の若手審査官には2ユーロ支払、4ユーロ補助のように役職に応じた段階的な補助がされています。

勤務に関して、フランスでよくニュースとなるストライキがあるかについては、INPIでは実際のところ皆無であるそうです。今年の大規模のストライキでも参加者はおらず、過去に1～2名見たことがあるのみ、とのことでした。

休暇は、週35時間労働制を部門が採用した場合には、年間35営業日(7週)の休暇が与えられます。部署によっては、週40時間労働制を採用することもでき、年間45営業日(9週)の休暇が与えられます。ともに消化率もほぼ100%であり、職員は多くの休暇を有します。

オフィスの雰囲気として、堅い雰囲気かカジュアルか、といえば、「個人による」というものでした。2人称を敬語「Vous」で呼ぶ場合(Vouvoyer)は、部のトップ宛に限られ、それ以外は上司部下も常体「Tu」で呼び(Tutoyer)、カジュ

アルな雰囲気であるようでした。各審査官の机の周りにはたくさんの子どもの写真で飾られていました。

1.3 INPI支局とそのサービス

21箇所の各支局において特許出願、商標出願を受理する事が可能となっています。各支局には概ね10名の職員がおり、出願受理に加えて、各地域の中小企業、自治体、大学等にきめ細かい支援サービスを行なっています。例えば、出願に関するアドバイス、コンサルティング、研修、また契約書の書き方支援などがあります。とりわけ、中小企業に対する支援施策に力を入れており、Pre-Diagnostic(事前診断)という名称の制度により、各企業を訪問して、特許になりそうな発明を抽出しては、明細書への記載すべき要点をアドバイスするなどを行なっています。INPI年報によると2009年実績は1,062件です。

これまで各地の支局で出願受理をはじめ、多くのサービスを提供してきましたが、INPIでは現在、パリに機能を集約させる方向で準備しています。インターネットによる出願が増加している背景もありますが、準備のきっかけとなったのは、2010年5月のアイスランドでの火山噴火でした。各支局からの出願書類の配達が遅れ、出願事務に多大なる影響があったため、パリへの機能集約化が加速することとなりました。



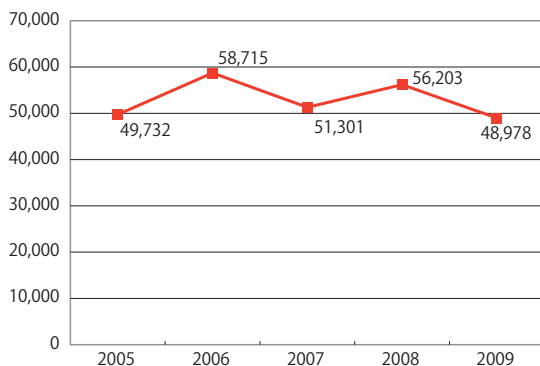
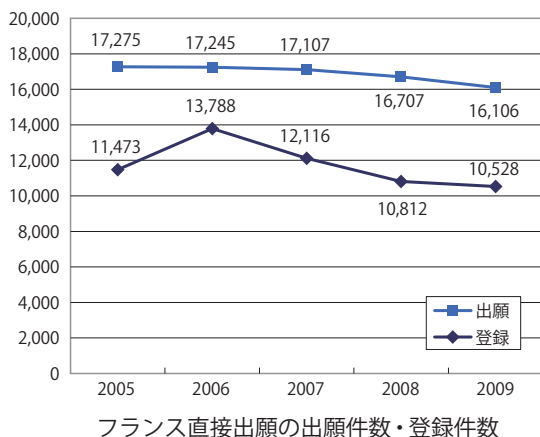
INPI各支局の配置 INPI年報2009より

1.4 出願状況など

特許出願件数は、フランス直接出願が年間約16,000件、EPOで付与された特許のうち、フランスを指定していた件

数が年間約46,000件です(2008年)。インタビューによるとフランス直接特許出願の査定率は概ね65%です。残りの特許されていない35%について20%の部分は審査期間中の維持年金を納めないことによる失効であり、残る15%の部分がいわゆる拒絶査定と特許庁によるみなし取り下げです。参考まで、この拒絶査定等の部分に関してEPOは33%です。

なお、商標出願件数は、約70,000件、更新が約30,000件です(2008年)。



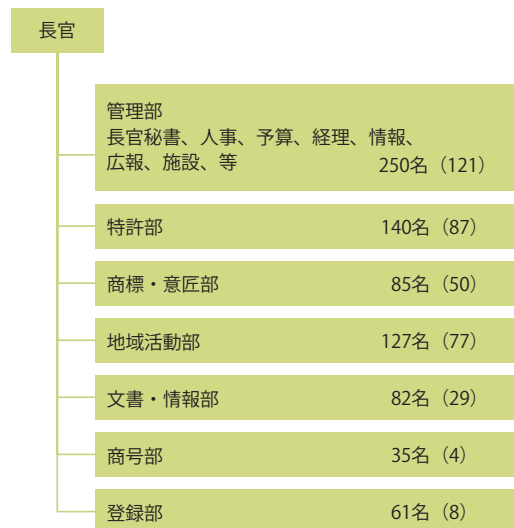
1.5 組織と人数構成

2008年末時点の全職員780名の構成をみると、上級管理職(Group I)が22名、審査官を含む職員(Group II)が353名、アシスタント的な業務担当者(Group III, IV)が405名です。男女比を見ると、上級管理職(Group I)では男性15名、女性7名と男性が多いですが、審査官を含む職員(Group II)では男性161名に対して女性192名

と、女性の方が多いのは特徴的です。

部門別に見ると、特許部門は140名、商標・意匠部門は85名の人員を有し、このうち特許審査官は86名、商標・意匠審査官は48名です。86名の特許審査官は主にフランス直接出願特許を扱っており、年間約16,000件を処理しています。(単純試算で一人年間平均約186件の審査及び調査)

特許審査部は8つのセクションに分かれており、機械系3部門、電気・IT系3部門、化学バイオ2部門から構成されています。



職員合計780名(2008年)
図の()は、管理職・審査官の人数を示す。(計375名)

INPIの組織図及び人数構成

1.6 職員の研修制度

INPIでは、職員の研修に力を入れており、2004年から2008年にかけて研修予算を倍増させています。

特に、INPIが第二庁となる場合には、INPI審査官自身がEPOと同基準で調査を行うため、審査官への研修予算を十分に確保しています。加えて、上述の中小企業へ訪問して事前診断を実行するため担当職員への研修にも力を注いでいます。

審査官、職員への研修メニューは豊富で、知的財産全般、システム研修、IT、語学、コミュニケーション、経理、シンポジウム参加、等があります。INPIからの提供メニューに加え自己研鑽として自身で選択して学校へ行くこともで



CEIPI (ストラスブール)

き、自己選択の研修であっても一定割合の給与が補償されることが義務付けられています。

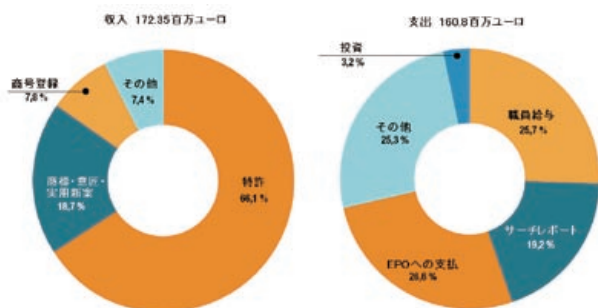
フランス・ストラスブールにあるCEIPI (知的財産権研修コース) での短期研修、1年での学位取得も主要な研修コースです。

1.7 INPIの予算

2009年予算総額は収入約172百万ユーロ(約190億円*)、支出161百万ユーロ(約178億円*)です。(*2010年12月3日現在、1ユーロ約110円で計算)

収入の内訳は、特許66%、商標・意匠・実用新案19%、商号登録8%、他7%です。

支出の内訳は、職員給与26%、サーチレポート19%、EPOへの支払27%、投資3%、他25%です。



INPI予算 2009INPI年報より

「EPOへの支払」には維持年金と調査費用があります。EPOとフランス特許庁が共に関係する出願に関して年金は半分ずつ分けて収入にすることとしており、フランス特許庁が出願人から支払いを受けたものの半分をEPOに支払った分が計上されています。

また、フランス出願の調査をEPOが代行する場合、INPIはEPOに調査費用を支払います。出願人がフランス特許庁に支払う調査費用は500ユーロですが、フランス

特許庁はEPOに調査費用として2,130ユーロを支払っています。この差分をINPIの支出として支払っています。その他色んな出願ルートに応じて支払、一部払い戻しがINPIとEPOの間に存在します。

ちなみに、EPOにおいて実質的に必要な調査費用は約3,500ユーロとのことで、例えばEPOへの直接出願の場合出願人の支払う調査費用は1,000ユーロですが、出願以後査定までの維持年金で概ねバランスがとれるようになっていきます。

1.8 INPIの歴史

1951年の設立以来、70年代までに自立した知財サービスを確立し、80年代に国際市場に参加、90年代に向けて知財を経済発展の武器とする政策を背景に、知財の戦略を提供する主体となり、2001年以降は手続中心の文化から、ユーザーにサービスを提供する組織文化へと変化してきました。

略年表

1939年～1945年：	フランス産業商業省の一部が産業財産権の取得手続業務を実施。
1951年4月：	INPI設立。特許出願と登録、及び産業財産権に関する文献収集を開始。
1964年：	商標出願を開始。
1968年：	特許制度が審査主義となった。請求項が必須となり、保護範囲を限定。新規性の審査開始。特許部門設立、技術審査官を採用。
1970年代：	コンピュータ化を推進。
1976年：	商標部門での審査開始。
1970年代終盤：	欧州特許がフランス特許に肩を並べる。同時期に出願から4年以内に査定する義務が政府より課されるも苦心して達成。
1978年：	サーチレポート制度を採用。
1979年：	意匠のINPIへの出願を義務化。
1980年代：	発明の保護だけでなく、知的財産を経済発展の武器とする政策に。
1991年：	本部機能の郊外移転促進政策の下、リアル本部を100名程度移籍して設置。
1991年：	商標異議申立手続を設立。
1994年：	模倣品製造者への厳罰化。
1997年：	INPIホームページ開設。

現在は国家との間で2008年～2012年までの4年間の達成目標を契約し、これに基づいて運営しています。バイオ・IT等をはじめ、多くの技術分野で急速な技術革新が進む中、INPIは、技術と経済の恒久的な進化を保証する組織であろうとしています。

2. フランス特許制度の概要

2.1 特徴

フランスは1968年に審査主義を採用しました。欧州では未だオランダ・スイスなど多くの国が無審査主義を採用していることもあって、フランスも無審査という印象が強いものの既に審査主義を採用して長い期間が経過しています。

INPIで審査されるフランス直接出願では、EPOと同様サーチレポートに新規性・進歩性を阻害する先行技術文献は提示されますが、特徴的なことに、フランス特許法上、進歩性欠如を理由に拒絶する事ができない制度となっており、新規性などその他の特許要件を具備すれば特許される制度になっています。一方、特許後の侵害訴訟と併せて争われる無効審理では、進歩性欠如は無効理由とされており、EPOと同基準で進歩性が審理されます。

なお、サーチレポートを作成する調査業務は、従来全てEPOが代行していましたが、現在はフランスが第二庁となる出願に関して、INPI自身がEPOと同一の基準で調査を行っています。

2.2 知的財産法と審査基準

知的財産法 (IP Code) は、1992年の法律体系整備の際、民法の一部ではなく、特別法として位置づけられました。特許、商標、意匠、実用新案の他、秘密情報、ノウハウ等



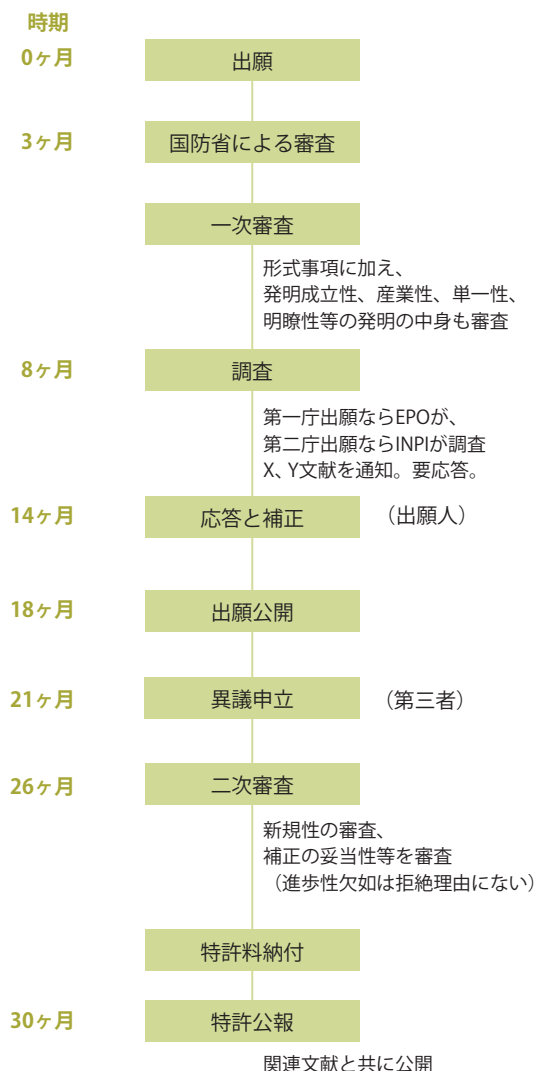
特許審査基準

を対象としています。知的財産法は、法律条文(Législative)と規則(Réglementaire)で構成されており、条文番号でL411-1等、Lで始まるものが法律条文、R411-1等、Rで始まるものが規則です。

また、特許化に際して審査基準(Relatives à l'examen des demandes de brevets d'invention)があり、各審査官の机に載っていました。

2.3 フランス特許出願の審査

主にフランスを第一庁とする直接出願の場合を想定して特許化の概略を示します。特許出願から権利化までのフローは概ね図のようになっています。



フランス出願の審査フロー

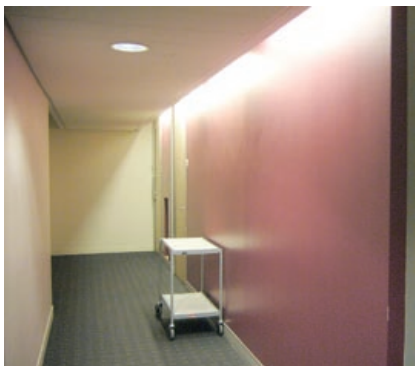
(1) 出願と一次審査

出願料38ユーロと調査費用500ユーロを支払うと審査が進みます。

第一次審査では、書式等のいわゆる方式要件に加えて、出願された発明内容の審査も含まれます。発明成立性(単なる理論でないか等)、産業性を持つかどうか(医療行為であるかどうか、等も含む)の審査、単一性の審査、明瞭性の審査等を行ないます。通常は出願後3~5ヶ月で第一次審査が終わり、その結果が出願人に通知されます。

(2) 国防省による審査

特徴的なのは、この一次審査に先立ち、全ての出願がフランス国防省によって安全保障に関する技術の審査があることです。安全保障・防衛に関する技術が出願された場合、フランス国防省の審査により、非公開のまま拒絶されうる枠組みがあります。出願人が異議を申し立てた場合、国防省が特許を一定額で買い取ることもあります。さらに出願人が異議を申し立てた場合には、パリにある特別な裁判管轄にて非公開のまま審理がなされ、判決が下される枠組みがあります。同様の枠組みは、NATO加盟国の特許庁(米国・英国・ドイツ等)には概ね整備されているようです。国防省による審査はINPIに派遣された国防省職員により特別な部屋で行なわれ、審査官との情報は完全に遮断されています。筆者は当該部屋の前を通りかかりましたが、同行の審査官によると厳重な管理があり、ドアをノックすることすら躊躇される雰囲気がある、とのことでした。



国防省審査の部屋外観

(3) 調査とサーチレポート

調査は、EPOの基準と同一に行われ、抽出された先行文献に新規性を阻害する文献にX区分、進歩性を阻害する文献にY区分などがなされてサーチレポートとして出願人に

通知されます。過去にはEPOが全ての調査を実施していましたが、現在はフランスを第二庁とする出願について(例えば第一庁が日本、第二庁がフランスの場合等)、INPIの審査官がEPOと同じ基準で調査を行っています。上記一次審査から4ヶ月後、遅くとも出願から9ヶ月までにこの調査を終えることとなっています。

ちなみに、フランスを第一庁とする直接出願のうち約40%がEPOを第二庁とする出願になるとのことです。この意味でも、フランス第一庁直接出願の調査をEPOを実施することは効率的のようです。

(4) 公開と異議申立

調査の後、出願後18ヶ月で公開されます。この際、第三者による異議申立の制度があります。異議申立には、先行技術文献の提出が求められ、単なる意見書は採用されません。必ずしも本人によって異議申立を行なう必要はなく、EPの異議と同様、申立本人の名前・社名を伏せるべく、異議申立人と別人または別の代理人による申立が可能となっています。

(5) 二次審査と特許公報

一次審査でも発明の内容を把握する実体審査を含みますが、二次審査では、新規性、進歩性、サポート要件、補正の正当性等を審査します。この際、調査結果に対する出願人の意見書・補正などの応答を含めて審査されます。

ここで、フランス直接出願の特許審査において最も特徴的なことが見られます。すなわち、調査段階で進歩性を阻害するY文献を抽出し、意見を付記しますが、二次審査の段階では、「進歩性欠如を理由に拒絶することができない」制度となっています。すなわち、新規性等その他の要件を満たせば特許となりえます。一方で、特許後、侵害訴訟裁判の中で行なわれる無効審理では、進歩性欠如は無効理由となっています。

二次審査において新規性を満たしていない場合、出願人に拒絶理由が通知され、応答し拒絶理由が解消すれば、特許査定がなされます。

なお、特許公報に相当する最終調査報告には、新規性・進歩性を阻害する可能性のある文献が関連文献として付記されます。これにより、第三者は無効化の根拠を知り、また出願人はこれに対して訂正することも可能です。

(6) 特許後の訂正

特許後に異議申立の制度はありません。

侵害訴訟等に備えて、権利者が自身の権利の請求項の

内容を修正する訂正の制度があります。原則として請求項の削除と減縮に限られます。明細書に実施例等が示された技術的特徴を請求項に付加して減縮することも可能です。

(7) 進歩性の扱いに関して

筆者はINPIでのインタビューにおいて、「なぜフランス直接出願の審査では進歩性欠如を拒絶理由に挙げていないのか」尋ねました。「実利主義に基づく」(Pragmatism)との回答でした。EPOにおいて仮に進歩性を具備して特許付与がなされたとしてもその約7%には異議申立がなされ、その約半分が請求項の修正を余儀なくされるか、取消とされます。審査官が特許付与したものが直後に審判官によって修正・取消されるということは過大な労力と感じる、との談話がありました。また、フランスの直接出願のうち15%が新規性、記載要件などの特許要件不備で拒絶され、EPOでは33%が進歩性を含む特許要件不備で拒絶されます。この差18%のためだけに多くの審査官を雇うことの意義は必ずしも大きくないと考えられる、との意見もあるようでした。

一方で、侵害訴訟に係る特許に関してのみ進歩性を吟味することは意義があると考えられています。現実には、フランス直接出願特許を基にした特許に関して、警告や交渉、訴訟提起がなされる特許紛争約3,000件のうち約1%のみ(約30件)が侵害訴訟と無効審理のコンフリクトのために裁判所で争われており、残りの99%は和解・調停がなされている、と言われているようです。

筆者の私見ですが、進歩性が曖昧さを含む概念であるところ、実利主義に則り審査段階では拒絶理由とせず、侵害訴訟時の無効審理の際にのみ無効理由としてしっかりと争う制度設計には一定の哲学があると感じました。

スイス・オランダのような無審査ではなく、審査主義ながらフランスの制度は、独自のスタイルを有します。フランス政府は欧州統一制度 (Community Patent) の確立を大いに推進していますが、権利化・訴訟における進歩性の取扱を今後どのように調整していくのか、興味深いところ です。

3. 審査環境と審査ツール

3.1 審査環境

審査官のオフィスの中は一人当たり、比較的解放的な、ゆったりとしたスペースとなっていました。2人または4人のオープンスペースに、審査官用の大きな机が設置さ



審査官のオフィス (写真右) と
審査官の執務の様子 (写真下)



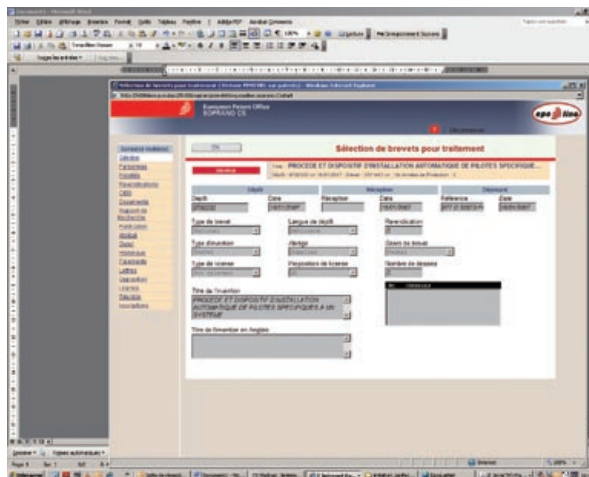
れていました。役職者には個室が与えられており、今回のインタビューもその中で行ないました。ほとんどの審査官が二つのディスプレイを並べ、一つを検索入力や書誌事項閲覧用、もう一つを先行技術文献の閲覧用に利用しています。

3.2 審査ツール

審査官は、主に下記のツールを活用してEPOと同一基準にて調査を実行しています。

(1) SOPRANO

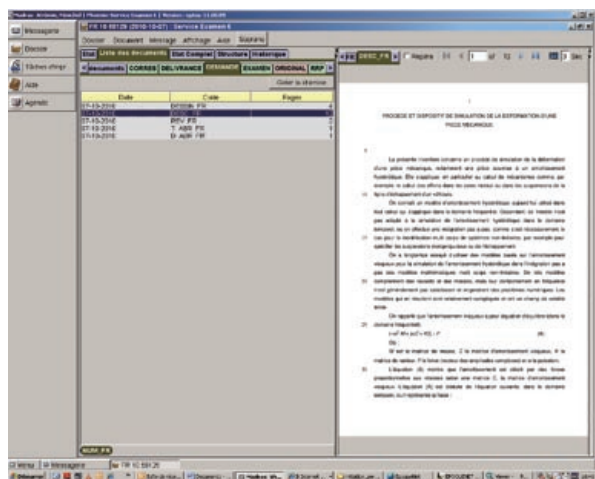
審査に関する書誌事項をこれで管理しています。EPOのシステムをINPI向けにカスタマイズして作られました。



新たな出願がなされるとまずこのSOPRANOに書誌事項が入力され、出願の管理がなされます。

(2) PHOENIX

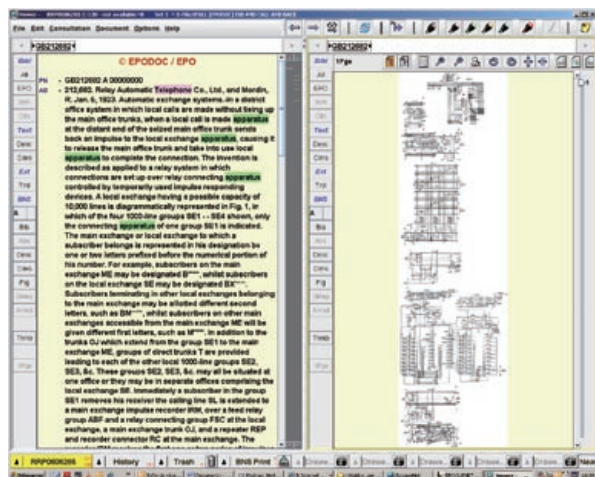
審査判断や、審査履歴等、特許出願内容を管理します。新たな出願がなされると、紙ベース・電子ベースを問わず、書誌事項、要約、請求項、明細書、図面のデータがそれぞれ分けられて入力され、審査官が活用できるようになります。調査や審査のあと、審査官の判断を全てこれに入力します。



(3) 調査用データベース (EPODOC、DERWENT等)

EPOCというインタフェースを介して、先行技術などの調査ツールとしてEPOでも利用するEPODOCを利用して。調査用の外部データベースではDERWENTを主に用いているそうです。

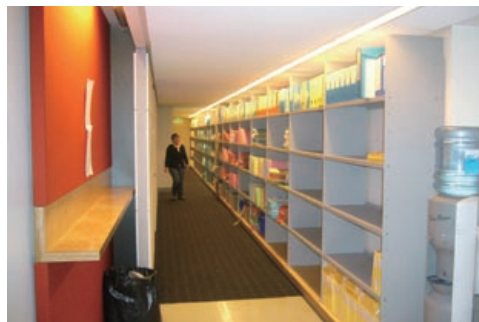
特許文献以外については、EPO LiteratureというEPOでの文献調査ツールを用いています。



3.3 その他ツール等

(1) INPI内部手続管理データベース EPTOS

EPTOSというシステムを用いてINPI内部の手続を管理し、ペーパーレスを図っています。ただし、審査官自身が必要に応じて印刷することは許容されており、オフィスの机、棚、廊下には多くの紙のファイルが並べられていました。



INPI内廊下の様子

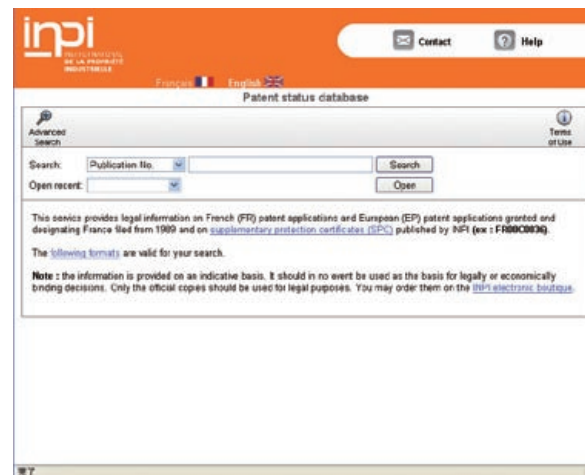
(2) 日本語・韓国・中国等の調査

日本語・韓国・中国等の調査に関しては、まず英文で作成された要約文ベースでの調査を行い、その上で、全文調査を行いたい場合には、日本語に関してはJPOの自動翻訳を活用しているとのことでした。

(3) 外部向け無料データベース

フランス特許の出願公開、特許公報、出願履歴などを検索できる一般向けのデータベースであり、フランス語のみならず英語でも利用可能です。EPOのEPOLINEをINPI向けに改修したもので、Patent status databaseという名称です。

<http://regbrvfr.inpi.fr/portal>



(4) InnovAccess.eu

欧州内各国特許制度や料金に関する最新情報をまとめた、ポータルサイトです。

INPIはじめ、欧州内各国特許庁の連携により作成されたサイトであり、随時各国審査官により更新されていることが特徴です。各国出願をする際等に欧州内各国情報を調べるときに役立ちます。

<http://www.innovaccess.eu/>

3.4 審査実務状況

一次審査、二次審査ともに、審査官は一件あたり平均約2.5時間で処理しています。また、先行文献の調査は外注ではなく、審査官自身が行うこととしており、1件あたり平均15時間を要して調査しています。上記EPODOCを中心に調査を行い、最終的には3つか4つの先行文献に絞込み、サーチレポートを作成します。

なお、審査官個人に対して特段の処理目標件数を設定しておらず、年初に審査部門全体で見込みの審査件数と大ま

かな年・月あたりの処理見込件数が提示される、とのことでした。

4. 文化的側面等

4.1 フランス特許庁近辺の様子

INPI本部はパリ8区にあり、サンラザール駅とモンマルトルの丘のほぼ中間点に存在します。地下鉄13番線Place de Clichy駅が最寄駅です。この地域は、ビジネス及び観光の両方にむいた地域であり、サンラザール駅からINPI本部に向かう通りには、楽器店が多いことでも知られます。サンラザール駅は、ノルマンディー地方への鉄道の出発点でもあります。

少しだけ地下鉄に乗ると、パリにある多くの観光資源に触れることができます。筆者としては地下鉄・道路などは東京のほうが整備され、清潔で住み易く、快適に過ごし易い印象を持っています。ただ観光に関してパリは街全体が観光資源のようになっていて観光客数が世界最大級の

Place de Clichy (ブラス・ド・クリシー)。INPI本部最寄駅がある広場



ブローニュの森の中のレストラン。森の中の池を小舟で渡る

オルセー美術館の中のレストラン



モンマルトルの丘に立つサクレ・クール聖堂



凱旋門の中。祝日によって大きなフランス国旗が飾られる



コンコルド広場 観覧車。シャンゼリゼ通りのクリスマス・イルミネーションの終着点



Palais de Justice de Paris (パリ最高裁判所)。一審・二審での知的財産専門の裁判所も同建物内にある

都市であることを実感します。

本文で触れられませんでした。フランスの知的財産裁判所は一箇所に集約され、一審からパリの知的財産裁判所で審理されます。場所はノートルダム寺院の目の前で、Palais de Justice de Parisの中に地方裁判所に相当する大審裁判所(Tribunal de grande instance)、高等裁判所に相当する控訴院(Cour d'appel)、日本の最高裁判所に相当するCour de cassationが同じ建物の中にあります。建物自体が観光資源となりうるほど重厚、かつ巨大であり、建物内部では黒い法衣を着た裁判官、弁護士を見かけることができます。

4.2 フランス人の気質、特徴的な習慣等

フランスの仕事といえば、ストライキが話題になることが多いですが、INPIはじめ知的財産業界に従事する方に関しては、ストライキは皆無であり、国の中でも勤勉な人間が集まっている印象を筆者は感じています。多い休暇と短い労働時間の代わりに、仕事時間中の集中力の高さには目を見張るものがあります。観光の国という印象もありますが、知財関係者・エンジニアの技術力の高さ、コミュニケーション能力の高さに驚くことの多い筆者です。

また、今回のインタビューでも感じたことですが、フランス人との関係においては、「一歩踏み込む」ことで緊密な関係や打ち解けた関係が得られる、そして新たな世界が開けていく、そんな国民気質を感じています。観光で、または仕事でパリに来ると、街で無愛想な人が多い、英語を話さない人が多い、という感想をよく聞きますが、フランスの方が単に英語が苦手なだけで照れているだけであつたり、ま



パリ航空ショーでのエアバス社A380の曲芸飛行



同、フランス空軍の戦闘機



INPI特許部長 Philippe CADRE 氏(中央)、
審査官 Jérémie FENICHEL 氏(左)、筆者(右)

た、一言でもフランス語を話して挨拶を交わすだけで良い関係が生まれることもあります。一度仲良くなると、週末にはお互いの家でホームパーティを開いては昼から深夜まで語らうときも多いです。

一歩踏み込む、といえば、街のありようにも同じことが言えるように感じます。美しい街並みを眺めるのもよいのですが、一歩踏み込むと外観からは分からない、広い世界・深い世界があります。例えば豪華なレストラン、美しい

内装の美術館、賑やかなカフェ、そして仕事に集中するオフィス。今回の執筆でも一歩踏み込むことで新たな世界が得られ、多くのよき関係が築かれたように感じています。

謝辞

本稿執筆の機会をいただいた特技懇編集委員会の皆様に御礼申し上げます。特に谷治和文編集委員長、柳幸憲子編集委員には大変お世話になりました。また、訪問インタビューに親切にも応対してくださったフランス特許庁 (INPI) の特許部長Philippe CADRE氏、審査官Jérémie FENICHEL氏にはこの場を借りて心より御礼申し上げます。加えて、貴重なINPI訪問の機会を用意してくれた同僚弁理士Marielle CHATEAU、はじめフランス特許制度を解説してくれた同僚弁理士達に感謝します。

profile

竹下 敦也 (たけした あつや)

日本国弁理士 フランス・パリ在住

2009年1月～ CABINET PLASSERAUD (キャビネ・プラスロー特許商標事務所) 日本顧客サービスグループ設立

2004年7月～ 科学技術振興機構 (JST) 全国大学の海外特許出願・技術移転を担当

2001年7月～ 三菱商事 宇宙航空機本部 衛星画像事業

1998年4月～ NASA/JAXA 国際宇宙ステーション開発 (JAMSS所属)

1996年4月～ 東京三菱銀行

1996年3月 東京大学 工学部 航空宇宙工学科卒業

【連絡先】

takesita@plass.com

www.plass.com

【著作・講演】

『欧州での特許訴訟戦略とフランス起源の証拠保全手段 (Seizure)』[A.I.P.P.I.] Vol.55 No.11 (2010/11)

『効果的な模倣品対策戦略』2010特許・情報フェア 主催者カンファレンス講演 (2010/11)

『見よ！ 欧州の特許 & 知財ビジネス事情』2009特許・情報フェア 主催者カンファレンス講演 (2009/11)

『科学技術振興機構 (JST) による大学等の国際的な産学連携活動への支援策』(共著) 産学連携学第3巻第2号 (2007/05)

